平成２４年（フ）第２４５号
沖縄県宜野湾市喜友名１丁目５番６―201号　エンゼルハイツ
債務者　古波藏　誠
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４８６５号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目17―10　グリーンコート２―201
債務者　菊地　裕子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２４０号
千葉県八街市八街へ199番地1992　ネオ・ブリーズ103
破産者　今村　盛雄
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県養父市八鹿町宿南1453番地
破産者　有限会社片山メンヨ
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市日高町岩中657番地の４
破産者　株式会社チョイス
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
島根県出雲市湖陵町二部73番地１
破産者　有限会社コウケン工業
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第６６号
島根県出雲市大社町杵築南1517番地
破産者　有限会社総合企画
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１７１号
青森市久須志４丁目15番５号
破産者　有限会社ＢＭＣコーポレーション
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
千葉県山武市沖渡153番地、開始決定時の住所千葉県八街市八街に456番地16
破産者　幸島　好江
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０９号
東京都豊島区駒込１丁目12番14号
破産者　株式会社多摩住建
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４５８号
東京都港区赤坂２丁目９番３号
破産者　有限会社サンシティツー
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９０号
静岡県富士市大渕288番地の９、前住所静岡県富士市伝法2663番地の４
破産者　渡邊　達徳
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１９１号
静岡県富士市大渕288番地の９、前住所静岡県富士市伝法2663番地の４
破産者　渡邊智江子（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４０号
静岡県富士市天間1494番地の27
破産者　安田めぐみ
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３８号
静岡県富士宮市大中里910番地
破産者　芝山　早男
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３号
鹿児島県肝属郡肝付町北方1763、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市王子町4645番地36
破産者　宮園かずえ
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
北海道芦別市南一条東２丁目９番地
破産者　有限会社川原工務店
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
茨城県牛久市柏田町3317番地
破産者　有限会社奥嶺工業
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
群馬県館林市苗木町1751番地
破産者　阿部建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１９号
群馬県みどり市笠懸町久宮648番地18
破産者　株式会社オオヌキ
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２０号
群馬県みどり市笠懸町久宮648番地18
破産者　大貫　康喬
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部